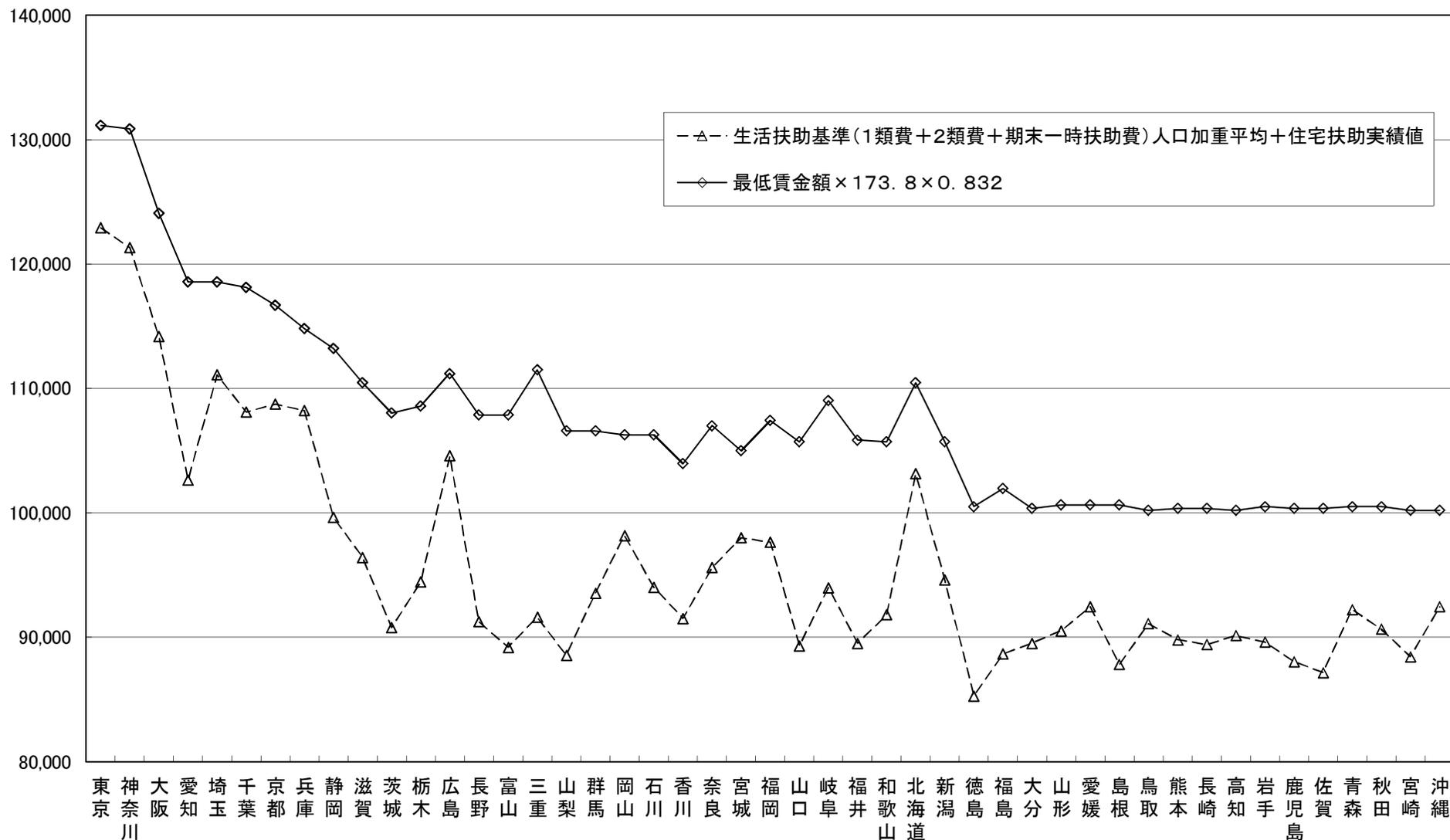


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。

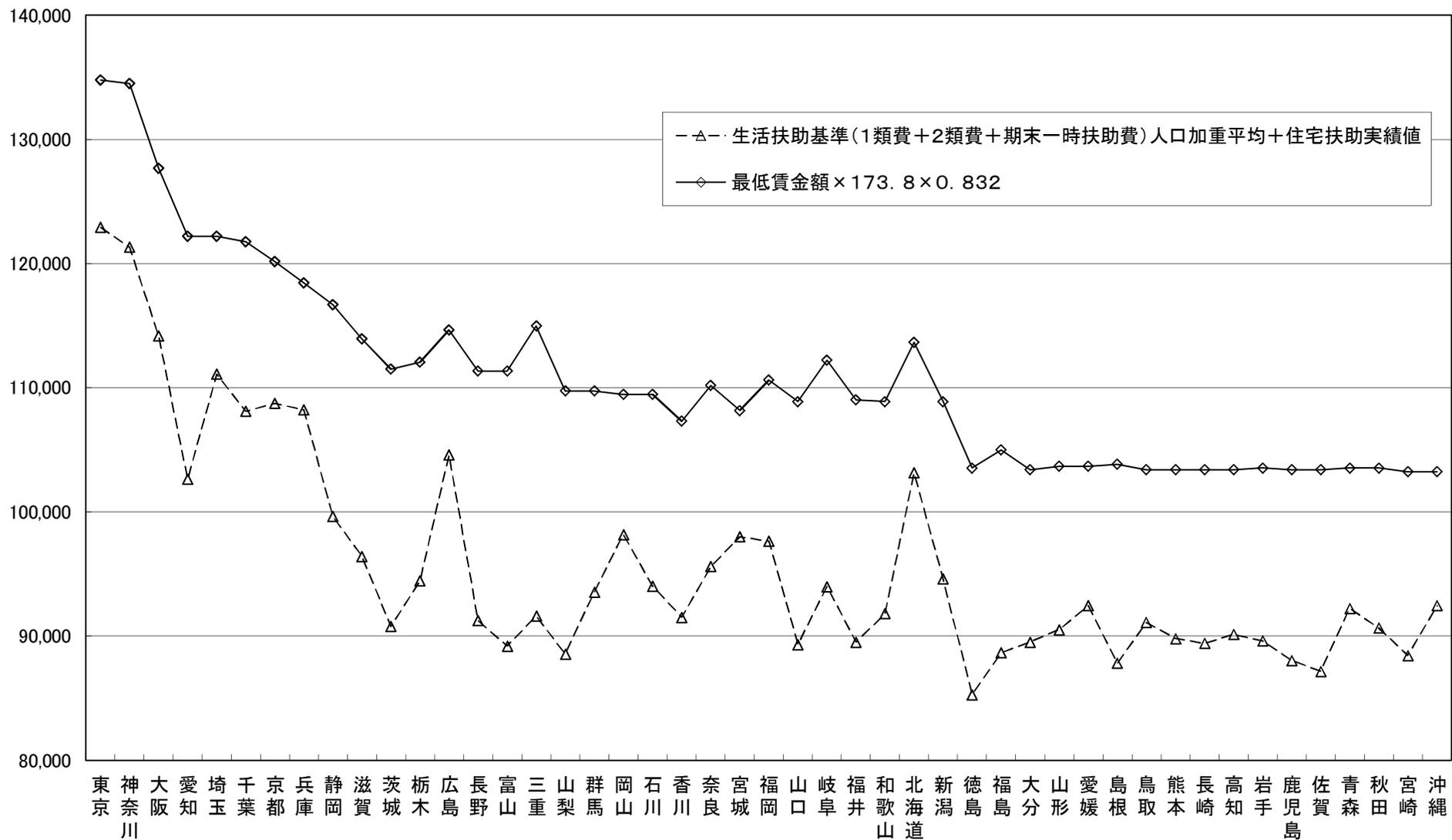
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成27年度のもの。

注4)0.832は時間額693円で月173.8時間働いた場合の平成27年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成27年度、最低賃金のデータは平成28年度のもの。
 注4)0.832は時間額693円で月173.8時間働いた場合の平成27年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	平成27年度データに基づく乖離額 (A)	平成28年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.833→0.832)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△51	22	△73	△21	△52	△22	1	△33	2
青森	△58	21	△79	△34	△45	△21	1	△26	2
岩手	△76	21	△97	△58	△39	△21	1	△22	4
宮城	△49	22	△71	△31	△40	△22	1	△20	2
秋田	△68	21	△89	△44	△45	△21	1	△27	1
山形	△71	21	△92	△51	△41	△21	1	△22	3
福島	△92	21	△113	△81	△32	△21	1	△16	4
茨城	△120	24	△144	△112	△32	△24	1	△11	2
栃木	△98	24	△122	△87	△35	△24	1	△14	2
群馬	△91	22	△113	△78	△35	△22	1	△15	2
埼玉	△52	25	△77	△39	△38	△25	1	△16	2
千葉	△70	25	△95	△56	△39	△25	1	△16	1
東京	△57	25	△82	△40	△42	△25	1	△20	1
神奈川	△67	25	△92	△49	△43	△25	1	△19	0
新潟	△77	22	△99	△55	△44	△22	1	△25	2
富山	△130	24	△154	△110	△44	△24	1	△22	2
石川	△85	22	△107	△73	△34	△22	1	△16	3
福井	△113	22	△135	△105	△30	△22	1	△15	6
山梨	△125	22	△147	△115	△32	△22	1	△13	3
長野	△116	24	△140	△99	△41	△24	1	△19	2
岐阜	△105	22	△127	△93	△34	△22	1	△14	1
静岡	△94	24	△118	△83	△35	△24	1	△14	2
愛知	△111	25	△136	△97	△39	△25	1	△16	1
三重	△138	24	△162	△129	△33	△24	1	△13	4
滋賀	△98	24	△122	△89	△33	△24	1	△13	3
京都	△55	24	△79	△39	△40	△24	1	△17	△1
大阪	△69	25	△94	△52	△42	△25	1	△19	2
兵庫	△46	25	△71	△33	△38	△25	1	△16	2
奈良	△79	22	△101	△68	△33	△22	1	△13	2
和歌山	△97	22	△119	△86	△33	△22	1	△13	2
鳥取	△63	22	△85	△52	△33	△22	1	△14	2
島根	△89	22	△111	△77	△34	△22	1	△14	1
岡山	△57	22	△79	△47	△32	△22	1	△14	4
広島	△46	24	△70	△33	△37	△24	1	△16	2
山口	△114	22	△136	△102	△34	△22	1	△14	2
徳島	△106	21	△127	△98	△29	△21	1	△12	3
香川	△87	23	△110	△76	△34	△23	1	△13	2
愛媛	△57	21	△78	△50	△28	△21	1	△12	4
高知	△70	22	△92	△61	△31	△22	1	△12	2
福岡	△68	22	△90	△56	△34	△22	1	△15	2
佐賀	△92	21	△113	△85	△28	△21	1	△11	4
長崎	△76	21	△97	△67	△30	△21	1	△13	2
熊本	△74	21	△95	△66	△29	△21	1	△12	3
大分	△75	21	△96	△65	△31	△21	1	△13	2
宮崎	△82	21	△103	△74	△29	△21	1	△12	3
鹿児島	△86	21	△107	△77	△30	△21	1	△13	3
沖縄	△54	21	△75	△45	△30	△21	1	△12	2

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。